

一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構定款施行規則

制定施行 2024年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構定款施行規則（以下「本規則」という。）は、一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構（以下「本機構」という。）の定款第45条及び理事会に規則制定を個別に委任する定款の各条項に基づき、定款の施行に必要な事項を定める。

第2章 目的及び事業

(英語表記等)

第2条 定款第1条の本機構の英語表記は、下記のとおりとする。

記

Japan Nutrition Practical Science Strategy Organization

2 定款第1条の本機構の略称は、下記のとおりとし、その使用は適宜とする。

記

- 「栄養機構」（漢字略称）
- 「NUPS」（abbreviation）

(連携)

第3条 定款第4条第1項の事業は、関係官公署、公益社団法人日本栄養士会をはじめとする公私の団体、個人との協働と連携に意を用いてこれを行うものとする。

第3章 資産及び会計

第1款 財産

(基本財産等)

第4条 定款第4条の事業を行うために不可欠な財産として定款第5条第2項に基づき評議員会が決議した基本財産は、基本財産目録を調製してこれにその目的、財産の種類、その他の要領を計上しなければならない。

2 基本財産は、その目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めなければならない。

3 定款第5条第3項の評議員会の定めは基本財産取扱規程としてこれを制定する。

4 定款第5条第4項の本機構の財産の管理方法は財産管理規程としてこれを制定する。

(会計規程)

第5条 本機構の会計処理は、公益法人会計基準に従ってこれを行う。

2 本機構の会計処理規程は、別にこれを定める。

(区分会計)

第6条 本機構は、事業会計、及び法人会計に区分し、それぞれの会計毎に経理する。

第2款 賛助会及び賛助会員

(賛助会)

第7条 本機構に賛助会を設ける。

2 賛助会は賛助会員によって構成する。

3 賛助会の設置及び運営に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(賛助会員)

第8条 賛助会員は、本機構の目的及び事業に賛同する個人又は団体であって、理事会が、賛助会への入会を承認した者とする。

2 賛助会員になろうとする者は、次の事項を記載した入会申込書に誓約書を添付して、本機構に提出しなければならない。

(1) 本機構の目的及び事業に賛同すること

(2) 団体にあつては、法人(会社法その他の関係法令に則って設立されたものであること。)であると否とを問わず代表者その他の運営組織を備え、実働して

いるものであること

(3) その他必要な事項

- 3 賛助会への入会を承認された者は、すみやかに賛助会員として名簿に登録する。
- 4 賛助会員は、年額一口金 1,000,000 円の会費を納めるものとする。
- 5 賛助会員に入会申込書に反する行為その他本機構の目的又は事業にそぐわない行為があったときは、理事会はその者を退会させることができる。
- 6 賛助会を退会しようとするときは、退会届を本機構に提出しなければならない。
- 7 賛助会員が、第 4 項に定める会費を 3 か月を超えて支払わないときは、賛助会を退会したものとみなすことができる。
- 8 前 3 項により賛助会員でなくなった者は、本機構に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の会費及びその他の拠出金は、賛助会員でなくなった場合でもこれを返還しない。

第 4 章 評議員

(評議員選定委員会)

第 9 条 定款第 13 条第 1 項の評議員選定委員会は合議制とし、その長たる委員（以下「選定委員長」という。）は委員の互選によりこれを選定する。

2 評議員選定委員会の会議の招集及び会議の議長は選定委員長がこれを行う。

(会議)

第 10 条 評議員選定委員会の会議は、評議員の選任又は解任を要すると認めるときに、これを招集する。

(評議員候補者の推薦)

第 11 条 定款第 13 条第 4 項に基づき理事会、評議員会の一方又は双方が、評議員選定委員会に評議員候補者を推薦するときの人数は、それぞれ 13 人以上 24 人以内とする。なお、理事会、評議員会がそれぞれ推薦する評議員候補者の重複はこれを妨げない。

(評議員選定委員会の運営等)

第 12 条 評議員選定委員会の運営についての細則事項は、理事長がこれを定める。

第5章 評議員会

(評議員会の招集の決定)

第13条 定款第19条第1項に基づき、評議員会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 評議員会に出席しない評議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

2 前項第1号の評議員会の場所とは、評議員会の議事に対する出席評議員の公平かつ実質的な参加を確保することに適する一つの施設、又は、複数施設の出席評議員の議決権の行使等に関する電磁的記録を情報通信技術により同時的に結合して仮想的に構築された一つの統合した場をいう。

(評議員会の招集通知)

第14条 定款第19条第1項により評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第1項第3号に掲げる事項を定めた場合には、評議員会の2週間前までにその通知を発しなければならない。

2 前項の通知は、書面でしなければならない。

3 前項の定めに関わらず、第1項の通知は、同通知の内容を記載した書面のファクシミリによる送信、同通知の内容を入力した電子ファイルの電子メール又は各種のSNSその他の電磁的記録の通信装置による送信をもってこれを行うことができる。ただし、これら送信の相手となる評議員が受信に必要な装置を有し、あらかじめ同装置による受信に同意している場合に限る。

4 前項の方法により第1項の通知を行ったときは、同通知に係る送信及び受信の事実を適宜の方法で記録しておかなければならない。

(評議員会の運営等)

第15条 評議員会の議事運営に関する細則事項は、理事長がこれを定める。

(議長の権限)

第16条 議長は、評議員会を主宰し、その公正な進行と秩序を維持し、議事を整理

する。

- 2 議長は、評議員会議事の適正かつ円滑な運営を保つうえで必要と認めるときは、発言を促し、又は、制止し、発言の取り消しを求め、その命令に従わない者その他評議員会の秩序を乱す者の退場を命ずることができる。
- 3 評議員会の参加者は議長の指示又は命令に従わなければならない。

(評議員会の議事録)

- 第17条 定款第22条第1項の議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。
- 2 評議員会において議長が制止又は取り消しを求めた発言は、その旨を記載したうえ議事録から削除する。
- 3 議事録の記載事項は、議長が、事務局長又は事務局を構成する者の中から指名した者においてこれを作成する。
- 4 前項で指名された者は、議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けなければならない。
- 5 前項の校閲後、第3項で指名された者は、議事録を調製し、議長及び議事録署名人に議事録の確認を受け、その記名及び押印を得なければならない。
- 6 評議員会の議事録は、主たる事務所に備え置かななければならない。

第6章 役員

(理事の選任)

- 第18条 理事の選任に係る定款第17条第1号の決議に関する細則事項は、理事長がこれを定める。
- 2 定款第17条第1号の評議員会の選任決議に付すべき理事の候補者の数は、定款第24条第1項第1号の定数以内とする。

(監事の選任)

- 第19条 定款第25条第1項に定める監事の選任にあたっては、理事会が、定款第17条第1号の評議員会の選任決議に付すべき監事の候補者を決定する。
- 2 理事会は、業務監査及び会計監査の専門性に鑑み、適任者をもって監事の候補者としなければならない。
- 3 定款第17条第1号の評議員会の選任決議に付すべき監事の候補者の数は、定款

第24条第1項第2号の定数以内とする。

(理事長等の選定)

第20条 定款第25条第2項の選定は、同条第1項により理事が選任された後、すみやかに理事会を開催してこれを行わなければならない。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定は、理事の互選による。

3 第1項の理事会において、理事長が選定されるまでの間の議事は、理事の中から適宜の方法で選ばれた仮議長がこれを執り行う。

4 第2項の選定の対象となる者は、選定に先立って自らの所信を述べなければならない。

5 第2項の選定結果は、すみやかに評議員会に報告しなければならない。

(理事の担当業務)

第21条 理事は、法令及び定款第26条第1項に基づき、その職責を果たさなければならない。

2 第7章第2款の委員会、又は、同章第3款の事業部を構成する理事は、本機構の事業を総合的に推進する見地からその職責を果たさなければならない。

第7章 理事会等

第1款 理事会

(理事会の開催)

第22条 定時理事会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項、定款第34条第2項に則り、適時に開催する。ただし、定款第34条第3項各号に当たる場合には、臨時にこれを開催することができる。

2 評議員は、あらかじめ理事会の許可を得たときに限り、理事会を傍聴することができる。

(理事会の任務)

第23条 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 定款の改正案作成に関する事項

- (3) 役員 の 辞任 に 関 する 事 項
- (4) 法 令 又 は 定 款 で 定 め た 事 項
- (5) そ の 他 必 要 な 事 項

(理 事 会 の 開 催 方 法)

第 2 4 条 定 款 第 3 5 条 第 1 項 に よ り 招 集 さ れ る 理 事 会 は 、 以 下 の 第 1 号 の 方 法 に 加 えて 、 同 第 2 号 の 方 法 に よ り 開 催 す る こ と が で き る 。

- (1) 理 事 が 指 定 さ れ た 日 時 (以 下 「 指 定 日 時 」 と い う 。) に 、 指 定 さ れ た 場 所 (以 下 「 指 定 場 所 」 と い う 。) に 参 集 し て 行 う 方 法
- (2) 理 事 が 、 そ の 希 望 に よ り 、 指 定 日 時 に 、 指 定 場 所 以 外 の 場 所 (以 下 「 隔 地 」 と い う 。) に お い て 、 指 定 場 所 及 び 隔 地 で 実 施 さ れ る 理 事 会 の 議 事 に 係 る す べ て の 電 磁 的 記 録 を 、 指 定 場 所 及 び 隔 地 間 で 情 報 通 信 技 術 に よ り 同 時 かつ 双 方 向 で 共 有 で き る 技 術 的 環 境 を 使 用 し て 参 加 す る 方 法 (以 下 「 電 磁 的 参 加 」 と い う 。)

(理 事 会 の 招 集)

第 2 5 条 定 款 第 3 5 条 第 1 項 の 理 事 会 の 招 集 の 通 知 は 、 以 下 の 各 号 を 掲 げ て 、 書 面 そ の 他 適 宜 の 方 法 に よ り こ れ を 行 う 。

- (1) 開 催 の 日 時
- (2) 開 催 の 場 所
- (3) 議 事 に 付 す る 事 項
- (4) 電 磁 的 参 加 が で き る と き は 、 そ の 旨

第 2 6 条 定 款 第 3 7 条 第 3 項 の 規 定 の 適 用 は 、 以 下 の 各 号 の 順 序 に よ る 手 続 を も っ て こ れ を 行 う 。

- (1) 理 事 (業 務 執 行 理 事 で あ る こ と を 要 し な い 。) が 、 理 事 会 の 目 的 で あ る 事 項 に つ い て 提 案 書 を 作 成 し て 、 理 事 長 に 提 出 す る こ と
- (2) 前 号 の 提 案 書 を 受 領 し た 理 事 長 は 、 す べ て の 理 事 (当 該 事 項 に つ い て 議 決 に 加 わ る こ と が で き る も の に 限 る 。) に 、 提 案 書 の 提 案 に 同 意 す る か 否 か の 意 見 照 会 を 行 う こ と
- (3) 前 号 の 意 見 照 会 と 同 時 に 、 理 事 長 は 、 監 事 に 提 案 書 の 提 案 に つ い て 異 議 を 述 べ る か 否 か の 意 見 照 会 を 行 う こ と
- (4) 理 事 長 は 、 第 2 号 の 意 見 照 会 で 理 事 全 員 が 同 意 し た こ と 、 及 び 、 第 3 号 の 意

見照会で監事全員が異議を述べなかったことを確認したうえ、提案書の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨の手続調書の作成を事務局長に指示すること

- (5) 前号の理事長の指示に従い手続調書を作成した事務局長は、理事会の議事録と同様にこれを管理すること

(理事会の議事録)

第27条 定款第38条第1項の議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。

- 2 議事録の記載事項は、事務局長又は理事長が指名した者がこれを作成する。
- 3 議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けたうえ、議事録を調製し、定款第38条第2項に基づき出席した理事長及び監事の記名押印を得なければならない。
- 4 議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

第2款 委員会

(各種委員会)

第28条 本機構には必要に応じ次の各号の委員会を置くことができる。

- (1) 理事会の諮問を受けて専門的な事項を調査し報告することを目的として設置されるもの
 - (2) 理事会の諮問を受けて意見を答申することを目的として設置されるもの
 - (3) 法令又は定款の規定により設置されるもの
- 2 前項第1号及び第2号の委員会は、存続期間を決めて、又は、決めずにこれを設置することができる。

(本款の適用)

第29条 本款の本条以下の規定は、定款第13条第1項の評議員選定委員会を除き、前条第1項各号の委員会の設置及び運営等に適用される。

(委員会の設置、改編及び統廃合)

第30条 委員会の設置、改編及び統廃合は、定款に別段の定めのない限り、理事会がこれを決する。

(委員会の委員長及び委員の委嘱等)

第31条 委員及び委員の長たる委員（以下「委員長」という。）は、定款又は本規則に別段の定めのない限り、理事会の決議を経て理事又は外部の有識者をもって理事長がこれを委嘱する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。理事である委員長又は委員は理事としての任期を終えた後も、委員長又は委員としての任期中、その身分を失わない。

3 委員長及び委員の解任は、理事会の決議を経て理事長がこれを行う。

(委員会の運営等)

第32条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となってこれを主宰する。

3 委員会の行う第28条第1項第1号の報告並びに同条同項第2号の意見は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

4 各委員会の運営に関する細則事項は、委員長がこれを定める。

5 委員会の事務は、本機構の事務局がこれを取り扱う。

第3款 事業部

(事業部)

第33条 定款第45条に基づき、本機構に定款第4条各号の事業に関する一又は複数の事業部を置き各事業の実施に必要な業務を所管させることができる。

(事業部の設置、改編及び統廃合)

第34条 事業部の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。

(事業部の構成等)

第35条 事業部の構成等は、前条に基づく事業部の設置の際にこれを定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局の取り扱い事務、事務局体制)

第36条 定款第39条第1項に定める事務局に関する事項は別に定める事務局規程による。

2 定款第38条第2項に定める事務局長は、専務理事の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款第9章の各条項の施行に必要な事項)

第37条 定款第9章の各条項の施行に必要な事項は、本章の条項又は本章の条項に基づき制定される規則又は規程の定めるところによる。

第10章 公告の方法

(定款第10章の各条項の施行に必要な事項)

第38条 定款第10章の各条項の施行に必要な事項は、本章の条項又は本章の条項に基づき制定される規則又は規程の定めるところによる。

第11章 雑則

(規則又は規程の制定)

第39条 定款第45条の定めに基づき、本機構は、次の各号に定めるもののほか、本機構の運営に必要な事項を規則又は規程（以下「規程等」という。）をもって定める。

- (1) 定款施行規則（本規則。一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構定款施行規則）
- (2) 寄付金取扱規程（一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構 寄付金取扱規程）
- (3) 基本財産取扱規程
- (4) 財産管理規程
- (5) 会計処理規程
- (6) 賛助会規則
- (7) 評議員選定委員会運営規則
- (8) 評議員の報酬等の支給の基準に関する規程（一般財団法人 日本栄養実践科

学戦略機構 役員等報酬規程)

(9) 役員の報酬等の支給の基準に関する規程 (一般財団法人 日本栄養実践科学
戦略機構 役員等報酬規程)

(10) 委員会運営規程

- 2 前項による規程等は、定款に別段の定めのない限り、理事会の議決を経てこれを制定する。
- 3 前項の規定は、規程等を変更又は追加する場合に準用する。
- 4 前2項の定めに関わらず、本規則の各条項の実施又は運用に必要な細則事項の決定は、当該条項が指定する者においてこれを行うことができる。

(本規則の変更、改廃)

第40条 本規則の変更、改廃は、理事会の議決を経てこれを行う。

第12章 附 則

- 1 本規則は、2024年4月1日より施行する。